

阿寒湖のマリモ保全推進委員会規約

平成25年6月6日 施行
令和元年6月3日 改定

(名称)

第1条 この委員会は、阿寒湖のマリモ保全推進委員会（以下「委員会」という。）という。

(事務所)

第2条 委員会は、事務所を釧路市教育委員会生涯学習部阿寒生涯学習課（釧路市阿寒町中央2丁目4番1号）に置く。

(目的)

第3条 委員会は、「マリモ保護管理計画」の実現を初めとして、特別天然記念物及び絶滅危惧種に指定されているマリモの保護並びにその生育地である阿寒湖の自然環境と生物多様性の適切な保全・管理・活用に資することを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 委員会が定める地域の生物多様性の保全再生計画を実施するために必要な業務
- (2) その他委員会が定める業務

2 委員会は、前項各号に関する業務の一部を当該委員会以外の者に委託して実施することができる。

(委員会の会員)

第5条 委員会は、別表1に掲げるものをもって組織する。

(役員の定数及び選任)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 委員会の業務執行の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、1年とする。ただし、団体等の代表者であるものが、当該団体等の代表者でなくなった場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(科学委員会)

第9条 マリモの生育する阿寒湖の自然環境を把握し、科学的なデータに基づいた保護管理に必要な助言を得るため、学識経験者等による科学委員会を設置する。

2 科学委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

(1) マリモの保護管理に関する事項

(2) 保護管理のための調査研究・モニタリングに関する事項

(3) その他目的達成のために必要な事項

3 科学委員会は、会長から委嘱された学識経験者等で構成する。

4 科学委員会は、科学委員長が招集し、議事進行を行う。

5 科学委員長は、科学委員の互選により選出する。

6 科学委員長は、必要に応じて、科学委員以外の学識経験者等に対し、科学委員会への出席を求めることができる。

(マリモ普及啓発検討協議会)

第10条 マリモの活用方法の適正化を図り、マリモの生育する阿寒湖の自然環境を後世に引き継いでいくための環境教育・普及啓発等を推進するため、地域関係団体、学識経験者、関係行政機関等によるマリモ普及啓発検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

(1) マリモ及びマリモの生育する阿寒湖の自然環境の適正な活用に関する事項

(2) 環境教育・普及啓発に関する事項

(3) その他目的達成のために必要な事項

3 協議会は、会長から委嘱された地域関係団体等で構成する。

4 協議会は、議長が招集し、議事進行を行う。

- 5 議長は、協議会委員の互選により選出する。
- 6 議長は、必要に応じ協議会委員以外の学識経験者等に対し、出席を求めることができる。
- 7 議長は、協議会での検討・承認事項について、必要に応じ委員会に審議を求めることができる。

(総会の議決方法等)

- 第11条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
 - 4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

- 第12条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) その他委員会の運営に関する重要な事項。

(書面又は代理人による表決)

- 第13条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催日の前日までに委員会に到着しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を委員会に提出しなければならない。
 - 4 第11条第1項及び第4項の規定の適用については、第1項の規定により議決権行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(事務局)

- 第14条 総会の決定に基づき委員会の業務を執行するため、事務局を釧路市教育委員会生涯学習部阿寒生涯学習課に置く。
- 2 委員会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
 - 3 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。
 - 4 委員会の庶務は、事務局長が総括する。
 - 5 事務局長は、必要に応じ別表1に掲げる委員会構成団体に対し、事務局の共同運営を求めることができる。

(会計)

第15条 委員会の経費は、補助金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年6月3日から施行する。
- 2 委員会設立初年度の会員の任期については、第8条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 委員会設立初年度の役員の選任については、第6条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第8条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。